

様式Ⅱ 1 (2) (3)

検査等の委託・推薦等に関する事項

(平成20年12月19日現在)

制度 の 概 要 ①	事務・事業の名称	消防の用に供する機械器具等についての試験及び個別検 定
	事務・事業の内容	特殊消防用設備等の性能に関する評価を行うもの
	根拠法令・条項	消防法第17条の2第1項
	指定・登録基準（制 度所管府省が定め たすべてのものを 含む。）	消防法第21条の46
制度 の 概 要 ②	事務・事業の名称	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具につい ての認定
	事務・事業の内容	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具につい ての認定を行うもの
	根拠法令・条項	消防法施行規則第31条の4第1項
	指定・登録基準（制 度所管府省が定め たすべてのものを 含む。）	消防法施行規則第31条の5
制度 の 概 要 ③	事務・事業の名称	防火対象物点検資格者講習
	事務・事業の内容	防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得す ることができる講習を行うもの
	根拠法令・条項	消防法施行規則第4条の2の4第4項
	指定・登録基準（制 度所管府省が定め たすべてのものを 含む。）	消防法施行規則第1条の4
制 度 の 概 要	事務・事業の名称	消防設備点検資格者講習
	事務・事業の内容	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要 な知識及び技能を修得することができる講習をおこなう もの

④	根拠法令・条項	消防法施行規則第31条の6第6項
	指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）	消防法施行規則第1条の4
制度の概要 ⑤	事務・事業の名称	自衛消防組織の業務に関する講習
	事務・事業の内容	自衛消防組織の業務に関する講習を行うもの
	根拠法令・条項	消防法施行令第4条の2の8第3項
	指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）	消防法施行規則第1条の4
制度の概要 ⑥	事務・事業の名称	防災管理点検資格者講習
	事務・事業の内容	防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習を行うもの
	根拠法令・条項	消防法施行規則第51条の12第3項
	指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）	消防法施行規則第1条の4
指定公益法人の概要	法人等の名称	財団法人 日本消防設備安全センター
	指定・登録時期	① 平成16年 6月 1日 ② 平成16年 9月17日 ③ 平成16年 9月17日 ④ 平成16年 9月17日 ⑤ 平成20年12月19日 ⑥ 平成20年12月19日
	法人の連絡先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館内 TEL : 03-3501-7911 FAX : 03-3501-7980
	指定・登録の理由等	上記の指定基準を満たしているため。

その他	<p>指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会に対する対応のうち、共通的事項と認められるもの等の概要</p>	<p>特になし</p>
	<p>委託等に係る事務・事業の検査料等の料金とその積算根拠</p>	